質 問 第 一 七 号平成十八年九月二十八日提出

外務省の秘密保全調査委員会に関する質問主意書

提出者

鈴

木宗

男

外務省の秘密保全調査委員会に関する質問主意書

二〇〇四年五月六日に自殺した在上海日本国総領事館員 (以 下、 「館員」という。) の遺書を外務省は

どのように管理しているか。

二 二〇〇六年四月十四日付の内閣答弁書(内閣衆質一六四第二〇二号)において、 「外務省は、 在上海総

領事館館員の死亡事件に関する本年三月三十一日の新聞報道を受け、秘密保全に関する事項について調査

する等のため、秘密保全に関する規則(平成十七年外務省訓令第十六号。以下「規則」という。)第十四

条の規定に基づき、 秘密保全調査委員会(以下「委員会」という。)を招集した。」

と答弁したが、これまでに開催された「委員会」の日付と討議された内容を明らかにされたい。

三 二〇〇六年九月二十八日現在の秘密保全調査委員会の構成員の官職氏名を明らかにされたい。

兀 二〇〇五年十一月から十二月に、 竹内行夫外務省顧問 (前外務事務次官) が報道関係者の取材に対応

竹内顧問が情報源であることを明らかにしないことを条件に「館員」の遺書の内容を含む職務上知り

得た秘密について情報を提供した事実があるか。

右質問する。